

## 発達障害者施策検討会の公開・非公開の取扱いについて

### 1. 方針案

原則として、公開とする。

ただし、国庫補助事業の採否の審査を行うために開催する場合には、非公開とする。

### 2. 非公開とする理由

国庫補助事業の協議の審査については、特定の団体等にかかわる専門的事項を審査するため、公開すると外部からの圧力や干渉等の影響を受けること等により、率直な意見の交換又は審査の中立性が不当に損なわれるとともに、構成員の適切な選考が困難となるおそれがあると考えられることから、非公開とする。

### 3. 資料・議事録等の公開

検討会の資料については、会議終了後速やかに厚生労働省HP上に公開する。ただし、公開することにより申請者に不当な不利益をもたらすおそれがある等により公開することが不相当と本検討会において判断するものについては、非公開とすることができる。

また、議事録（非公開の場合にあつては議事概要）についても、検討会構成員に確認後、速やかにHP上に公開することとする。